

任意継続被保険者の健康保険料前納制度

1. 保険料前納制度とは

健康保険料を前納することにより、期間に応じて年4分の保険料の前納割引が適用される制度です。

2. 保険料前納基準期間

ア. 半年払い（上半期4月～9月、下半期10月～翌年3月）

イ. 一年払い（4月～翌年3月）

【例】保険料 *標準報酬月額28万円（34,720円/月）で4月に取得した場合の保険料比較

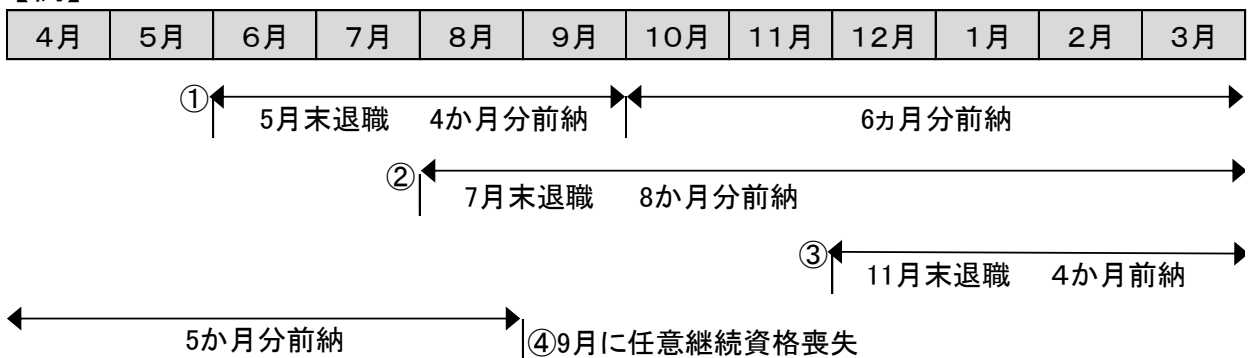
納付方法	上半期	下半期	納付額(一年)	割引額
毎月払い×12			416,640円	
ア. 前納半年払い	206,628円	205,953円	412,581円	▲4,059
イ. 前納一年払い			409,244円	▲7,396

*ただし、資格取得月は割引対象にはならない。詳しい保険料は健康保険組合へご照会ください。

3. 年の途中で任意継続被保険者の資格を取得、または喪失する場合の前納対象期間

- ①半年払いで上半期に資格を取得した場合、9月までを前納し、下半期分も前納します。
- ②一年払いで上半期に資格を取得した場合、3月までの保険料を一括して納めます。
- ③下半期に任意継続被保険者の資格を取得した場合、半年払い、一年払いのいずれも納付期間は3月までとなり、年度をまたいで前納することは出来ません。
- ④年の途中で期間満了を向かえる場合は、資格を喪失する月の前月までの期間の保険料について前納することとなります。

【例】



*いずれも、資格取得月は割引対象にはならない。

4. 納入期間

前納保険料の納入期限は、半年払いの場合9月末および3月末まで、一年払いの場合3月末までとなります。納入期限を過ぎてしまいますと前納制度が適用されませんのでご注意ください。

5. 前納を希望する方へ

前納を希望する場合は、「任意継続資格取得申請書」の中の保険料納付方法欄で選択してください。任意継続資格取得の手続きが整い次第納付書を送付いたしますので、期日までに納付してください。

なお、前納した保険料は次の事由以外返還出来ませんのでご注意ください。

- ①再就職により他の健康保険に加入した時
(国民健康保険への加入、被扶養者としての資格取得は除く)
- ②死亡した時
- ③資格喪失の希望を申し出たとき

6. その他

当初、月払いを希望した方が、途中から前納に切り替えることは出来ません。ただし、一年払いもしくは半年払いから半年払いや月払いへ納付方法の変更することは申出により可能です。

以 上